

人材紹介業務委託契約書（案）

株式会社●●●●●（以下「甲」という）と株式会社ベスト・キャリア・コンサルティング（以下「乙」という）は、人材の採用に関して以下のとおり人材紹介業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託事項）

甲は乙に対し下記業務を委託し、乙は本契約の続く期間、当該業務を受託するものとする。

- (1) 甲のキャリア人材採用のための助言及び各種情報の収集及び提供
- (2) その他、乙が有するキャリア採用に関する情報の提供

第2条（紹介手数料）

甲は乙に対し、乙の紹介した人材の入社時に、本契約の成功報酬として、当該採用人材の契約年収の30%の紹介手数料を支払うものとする（消費税別途）。契約年収とは、月額固定給の12ヶ月分及び賞与見込み額とし、時間外勤務手当、通勤交通費、特別手当等は含まないものとする。

第3条（採用通知）

甲は乙の紹介した人材を採用する場合、入社日と契約年収が記載された採用通知の複写あるいはそれに類するものを入社日までに乙へ送付しなければならない。

第4条（支払条件）

乙は紹介手数料を、入社日に請求するものとする。甲はこの請求を当該請求月末で締め切り、翌月末日に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条（保証事項）

乙の紹介した人材が、甲への入社後に本人の責による解雇・自己都合退職等甲の責によらずに退社した場合、乙は甲に対して以下のとおり紹介手数料を返還するものとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| ・1ヶ月未満で退職した場合 | 紹介手数料の80% |
| ・3ヶ月未満で退職した場合 | 紹介手数料の50% |

第6条（人材情報の帰属）

乙が甲に対し紹介した人材は、乙による紹介人材とみなす。ただし、甲が乙による紹介に先立って当該人材の情報を有していたことを遅滞なく書面にて通知した場合はこの限りではない。

第7条（機密保持）

甲乙は、本契約または本件業務遂行に関して知り得た相手方の技術上、営業上、人事上の秘密を、本件業務の遂行及び相手方の書面による同意のある場合を除いては、第三者に漏洩してはならず、これに反して第三者に秘密が漏洩し相手方が損害を蒙ったときには、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

第8条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日から満1ヶ年とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなされない場合、本契約は引き続き1ヶ年更新されたものとし、以後も同様とする。

第9条（契約解除）

甲または乙は、契約期間中であつても止むを得ない事情がある場合は、相手方に対して1ヶ月間以上の予告期間を設けた通知を行うことにより、本契約を自由に解除することができる。ただし契約解除後も、契約期間中に提供された情報については、本契約の規定を適用する。

第10条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に現在及び将来にわたって該当しないこと、並びに、反社会的勢力と以下の各号のいずれにも該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを保証する。

(1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること

(5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、強迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、前2項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。

4. 甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲乙間にて締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った甲または乙は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償あるいは補償することを要しない。また、解除を行った甲または乙が損害を蒙ったときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第 11 条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めなき事項は、甲乙協議の上、決定する。

以上、本契約成立の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

20●●年 ●●月 ●●日

甲

乙 東京都台東区浅草橋 2 丁目 24 番 8 号
株式会社ベスト・キャリア・コンサルティング
代表取締役 佐野 美枝子